

一定の条件を満たす世帯の方は

# 国民健康保険税を年金から天引き（特別徴収）します

天引きは十月から

平成二十年度からの医療制度改正に伴い、六十五歳から七十四歳の国民健康保険の加入者で一定の条件を満たす世帯主の方（国民健康保険税は世帯主の方に課税されます）については、国民健康保険税をあらかじめ年金から引かせていただく「特別徴収」制度が導入されました。

これに伴い、加東市においても、十月から特別徴収を開始します。年金からの天引きの対象となる世帯主の方には、七月中旬にお送りした「平成二十年度国民健康保険税納税通知書」などでご案内していますが、十月支給の年金から天引きを開始させていただきますので、今一度ご確認をお願いいたします。

## 天引きの対象となる方

対象となる世帯主は、次のすべての条件に該当する方です。

- 世帯主が国民健康保険被保険者であること
- 世帯主が六十五歳以上七十四歳未満であること
- 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が六十五歳以上七十五歳未満であること

一年間に受け取る年金額が十八万円以上であること  
介護保険料が特別徴収であること

国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の二分の一を超えていないこと  
国民健康保険税の納付の方法が口座振替でないこと

## 天引きを希望されない場合

前記の条件に該当される方でも、次の条件を満たす方は天引きではなく口座振替により納付（普通徴収）していただくことができます。

国民健康保険税を直近の二年間滞納されていないこと  
今後も確実に納付していただくことを確約していただくこと

口座振替により納付を希望される方は、口座引き落しを希望される金融機関で口座振替の手続きを行っていただいた後、口座振替申込書と納付方法変更申出書を税務課まで提出してください。

なお、納付方法の変更時期は後日郵送でお知らせします。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）  
43・0397

## 平成20年度 国民健康保険税納税通知書

ここに金額が記載されている方は、年金から天引き（特別徴収）させていただきますので、金額はその天引き額です。

行政区	20000
通知書番号	00000
記号番号	0000000
特別徴収義務者・対象年金・対象年金額 社会保険庁 年金 750,000円	
年 税 額	180,900円

平成20年度の国民健康保険税の税額を決定しましたので通知します。

下記の各期期限までに納付してください。

発送 平成20年7月16日

兵庫県加東市長

印

普 通 徴 収						特 別 徴 収	
期別	納付税額	納 期 限	期別	納付税額	納 期 限	月別	納付税額
1	30,500円	平成20年7月31日	5	0円	平成20年12月1日	4	0円
2	30,000円	平成20年9月1日	6	0円	平成20年12月25日	6	0円
3	30,000円	平成20年9月30日	7	0円	平成21年2月2日	8	0円
4	0円	平成20年10月31日	8	0円	平成21年3月2日	10	30,400円
						12	30,000円
						2	30,000円

被用者保険の扶養を外れたときには、国民健康保険の加入手続きをお忘れなく

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まったことにより、会社の健康保険など（被用者保険）に加入されていた方が七十五歳になられると、自動的に長寿医療保険の被保険者となります。その場合、その扶養家族である方は、会社の健康保険などの被扶養者の資格を喪失することとなりますので、国民健康保険にあらたに加入していただくこととなります。（引き続き他の健康保険に加入される場合は除きます）

国民健康保険への加入手続きを忘れないようにしましょう。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎）  
48・3002

会社の健康保険（被用者保険）に加入している方



75歳になったら  
長寿医療保険へ移行

その扶養家族



国民健康保険に加入してください

扶養家族は被用者保険の加入資格を失います